

令和7年度 新入学児童に対する配慮について

【検討していただきたいこと】

- ・現状、住所地を校区とする小学校（指定校）への入学を原則としており、東部中学校区内において選択制を認めていない。
- ・令和7年度の新入学児童に限り、入学校を指定校か統合予定校かを選択できるようにするかどうか。
ただし、在校生には適用しない。（理由：既に現在校での学校生活や交友関係等が構築されていることなど）

【「選択できる」とする場合の詳細】

- ・統合予定校を選択する場合には、「松阪市小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱」に基づき、教育委員会へ申請書を提出する。
- ・統合予定校への通学については、保護者の責任と負担で行う必要がある。
- ・放課後児童クラブを利用する場合は、統合予定校の放課後児童クラブとする。（令和8年度以降については、準備部会にて検討）

【検討する上で考慮すべき事項】

- ・令和7年度新入学予定児童の保護者からの相談がある。
（入学後1年で環境が変わることへの不安。環境変化への対応が難しいため、その変化を最小限にしたい。など）
- ・懸案事項として、入学児童の減少が想定される。東黒部小、西黒部小では1・2年生が複式学級となる可能性も。